

角館漁業協同組合
内共第10号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は角館漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第10号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、やつめ、うぐい及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊具の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣又は竿釣りによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 漁協は、第一項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣りによる遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模・条件の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模・条件
手釣・竿釣	あゆ、いわな、やまめ、うぐい、かじかに限る
がら掛け	あゆに限る
やす突き	やつめ、うぐい、かじかに限る
手づかみ	やつめに限る

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ（手釣・竿釣）	7月1日から10月31日まで

あゆ（がら掛け）	8月15日から10月31日まで
いわな・やまめ	4月1日から9月20日まで
うぐい（手釣・竿釣）	1月1日から12月31日まで
うぐい（やす突き）	1月1日から4月30日まで、8月15日から12月31日まで
かじか	5月1日から12月31日まで
やつめ	1月1日から12月31日まで

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
夏瀬ダム下流端から大尻高堰堤堤体中央より下流90mまでの玉川本流	1月1日から12月31日まで

2 鵜ノ崎堰（碓用水頭首工）から下流玉川の合流点まで及び大威徳橋から下流桧木内川の合流点までを釣専用区とし、前条の規定にあるあゆ（がら掛け）及びうぐい（やす突き）について釣専用区での遊漁を禁止する。

3 保護区域について次の各号のとおりとする。

イ 鵜ノ崎堰（碓用水頭首工）から上流20m、下流30mまでの区域において、通年で手釣・竿釣以外の遊漁を禁止する。

ロ 鵜ノ崎堰（碓用水頭首工）から下流玉川の合流点までの区域において、7月1日から9月20日まで手釣・竿釣以外の遊漁を禁止する。

ハ 桧木内川各堰下流30mの区域内でのかじかの遊漁を通年で禁止する。ただし、遊漁者が中学生以下の場合を除く。

ニ 漁場においてやつめの遊漁を通年で禁止する。

（全長制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな・やまめ	15cm
かじか	4cm

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小中学高校生及び肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときは無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、800円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣・竿釣 がら掛け	日券1,800円 年券9,000円
やまめ・いわな うぐい	手釣・竿釣	日券1,400円 年券8,000円

全魚種	手釣・竿釣	日券2,100円 年券10,000円
うぐい・かじか やつめ	やす突き・手づかみ	年券4,200円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 角館漁業協同組合 仙北市角館町北野62-2
- (2) 門脇鮮魚店 仙北市西木町桧木内字吉田93-1-1
- (3) 佐藤オトリ販売所 仙北市角館東前郷字太田地内
- (4) ローソン神代店 仙北市田沢湖小松字二枚橋5-1
- (5) ローソン角館岩瀬店 仙北市角館町下菅沢220-3
- (6) 上記以外のほか、漁協がウェブサイトにて公表する遊漁県取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第1号から内共第25号まで (ただし、内共第13号、内共第22号を除く)

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年）
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	15,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定する

オンラインシステムにおいて行うものとする。

(1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所

3 第1項の遊漁承認証に記載する事項は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

第5条
桧木内川鶴ノ崎橋から下流内川橋（角館町西野川原）までの区域

4 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

(付則) この規則は、令和6年1月1日から施行する。